

令和3年度

監査結果の概要を公表します



監査委員は市役所の仕事が生しく効率的に行われ、事業の効果を上げているか、皆さんの納めた税金などが無駄使ひされていないかなどを確認しています。

定期監査

〈対象〉

市長部局(18課)、消防本部、議事事務局、教育委員会(3課)、農業委員会事務局、監査委員事務局、公営企業3事業(水道、公共下水道、農業集落排水)

〈期間〉

令和3年9月29日～令和4年2月22日

〈場所〉

監査委員事務局

〈方法〉

各所管の財務に関する事務や経営に係る事業の管理が、適正かつ効率的に行われ、住民福祉の増進のために効果を上げているかなどといった点に着目し、提出された資料や関連書類につ

いて担当課長などに説明を求めました。

主なものとして、予算の執行状況、補助金の状況、工事や委託業務などの各種契約状況、施設の管理状況について聞き取りを行いました。

〈結果〉

全体的に予算の執行状況や事務処理状況は、おおむね適正に処理されているものと認められました。

今後とも市政発展のため、社会経済情勢の変化を見据えた適時・適確な行財政運営と市民サービスの向上に、より一層努めていただくように助言しました。

委員の意見として、教科書選定情報の開示や、小・中学校通

学路の危険箇所対策および中央小学校周辺の冠水対策の実施スケジュールの作成などについて、改善や進展を要望しました。

財政援助団体などの監査

〈対象と期間〉

- ① 旭市農業再生協議会…令和3年10月1日～29日
- ② 旭市商工会…令和3年11月1日～26日

〈場所〉

① 監査委員事務局

② 旭市商工会

〈方法〉

市が補助金などを交付している団体に対し、補助金の管理運用、会計経理、事業の執行状況などについて、事前に関係書類の提出を求め調査するとともに、

市所管課長および補助団体職員に説明を求めました。

〈結果〉

旭市農業再生協議会については、補助金などの支出が目的に沿って適正に行われ、出納そのほかの事務も、おおむね適正に執行されているものと認められました。農水産課における旭市農業再生協議会に係る出納、そのほかの事務についても、おおむね適正に執行されているものと認められました。

旭市商工会については、補助金などの支出が目的に沿って適正に行われており、出納そのほかの事務も、おおむね適正に執行されているものと認められました。商工観光課における旭市商工会に係る出納、そのほかの事務についても、おおむね適正に執行されているものと認められました。

監査委員

木村哲三、堀江通洋、向後悦世
※監査の結果は、市ホームページでも見ることができます。

問い合わせ先

監査委員事務局

☎ 62・5319